

「学校いじめ防止基本方針」の策定について

「いじめ防止対策推進法（以下「法という。」）が平成25年9月28日に施行となり、10月11日には「国のいじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針という。」）」が策定されました。学校には、法に基づいて「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、「いじめ防止等の対策のための組織」を設置することなどが義務付けられ、本校でも児童の実態や地域の実情に応じた次のような「学校いじめ防止基本方針」を策定し「いじめの防止等の対策のための組織」の設置等、必要な措置について速やかに取組むこととしました。



宮谷小学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月31日策定

令和6年3月31日改定

1. いじめ防止にむけた学校の考え方

【いじめの定義】

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

【いじめ防止等に向けての基本理念】

子どもは人と人との関わり合いの中で自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指してのびのびと生活できる。子どもにとっていじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。全職員がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら、学校全体で児童の健全育成を図り、いじめのない学校の実現を目指すことを目的とする。いじめ防止の基本姿勢として以下の5つのポイントをあげる。

- (1) いじめを許さない雰囲気作りに努め、誰もが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 児童一人ひとりの自己肯定感、自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめはどのクラスにも、どの児童にも起こりうることを強く意識し、いじめを早期に発見できるよう体制を強化する。
- (4) 校長のリーダーシップのもと組織的に、保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- (5) 教育相談、定期的なアンケート等を通して、児童一人ひとりの状況の把握に努める。

「いじめ防止対策推進法」では、保護者の責務等も記載しています。

総則 第九条 保護者の責務等

- 1 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、国・地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

※ネット機器に関わる指導と監督、トラブル解決の責任は保護者にあります。ルールやマナーについての家庭教育をお願いします。

2. 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

【委員会の構成員】

<構成員>管理職、児童支援専任・学年主任、担任

*必要に応じて、養護教諭・教務主任・人権担当・特別支援教育担当・心理や福祉等の専門家の参加を求める。

【委員会の運営】

- ・「いじめの疑い」から委員会での情報共有・対応方針等を協議する。
- ・月1回以上、全職員で共通理解する場を定期的で開催する。
- ・校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

【委員会の活動内容】

○未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知

○早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめ（「疑い」を含む）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

○取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む。）

3. いじめの未然防止、早期発見・事案対処

【①いじめの未然防止】

○児童一人ひとりの自己肯定感を高め、自己有用感を育むような教育活動を推進する。

- ・たてわり活動や日々の学級活動を充実させ、他学年や学級の友だちと認め合い、支え合う関係を築けるようにする。
- ・学校教育目標「自分を見つめ ともに 未来をつくる子」の具現に向けて、主体性・規範意識の醸成やより良い生き方をつくろうとする児童、自他を認め合える児童の育成を目指す。

○「いじめは絶対に許されないこと」という認識を児童がもてるよう教育活動全体を通して指導する。

- ・学活等で「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用したり、道徳の教材を使ったりして、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を醸成していく。
- ・人権週間をきっかけに、児童がいじめに対する問題を主体的に考え、取り組めるようにする。

【②いじめの早期発見】

○いじめを見逃さない体制づくり

- ・教科担任制、少人数制、チームティーチング、など学年に応じた様々な授業の形態を用いることで、担任だ

けでなく複数の教師の目で学級を見守り、情報を共有する。

- ・いじめの定義理解を含む、教職員への研修

○アンケート、教育相談の実施

- ・いじめ防止対策アンケートを年2回（5月に記名式、12月に無記名式）行い、いじめの早期発見、早期解決を行う。
- ・学校生活に関するアンケートを年2回（6月、1月）行い、児童の悩みや人間関係を把握し、解決すべき問題については複数の教師で共有し、対応していく。また、アンケートをもとに児童の教育相談を実施する。
- ・年2回（9月、12月）の教育相談を実施し、保護者と児童の様子を話し合う。

【③いじめに対する措置】

- ・いじめ（「疑い」を含む）の発見・通報を受けた場合には、いじめ防止対策委員会で速やかに情報共有を行う。事実確認後、対応策、指導方針を決定し、組織で対応するとともに、記録を残す。
- ・当該児童、保護者に対しての支援、関係児童、保護者に対しての指導と支援については、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で適切、継続的に行う。
- ・重大な状況、または犯罪行為にあたりと予想される場合やそれらが認められる場合は、教育委員会及び警察署等関係機関と連携して対応していく。

【④いじめの解消】

≪いじめ解消の要件≫ 少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

○いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること

○いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

- ・いじめの認知から3か月を目安に、当該児童、保護者からの聞き取りを行い、その結果を学校いじめ防止対策委員会で共有する中で解消可否かを判断する。解消に至らない場合は、解消に向け、引き続き組織での見守り体制を継続する。

【⑤教職員等への研修】

- ・教職員に対し、いじめの定義理解、未然防止、対応等に関する研修、人権研修、児童理解研修を年間計画に位置付け、実施する。

【⑥学校運営協議会等の活用】

- ・いじめ防止の取り組みの概要は、個人情報等を配慮したうえで、「学校運営協議会」や「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、学校が抱える課題を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

【⑦取組の年間計画】

月	取組内容	
4月	年間計画と重点指導内容の確認、引継ぎ、いじめの定義研修 児童理解研修	入学式、懇談会、学校だより等で 基本方針説明
5月	いじめ防止アンケート（記名式）、児童教育相談	学校説明会等で基本方針説明
6月	YPアセスメント実施①（アンケート）、支援検討会 児童理解研修	学校運営協議会、学・家・地連等 で基本方針説明
7月	横浜子ども会議（中学校ブロックでの話し合い）	
8月	校内人権研修、横浜子ども会議（西区内での話し合い）	
9月	保護者教育相談①	横浜子ども会議を受けて校内で、 代表児童からの発信 保護者面談で基本方針説明

10月	児童理解研修	
11月		
12月	人権週間、いじめ防止月間、いじめ解決一斉キャンペーンの実施 (アンケート・児童教育相談)、保護者教育相談②	保護者面談で課題、状況の共有
1月	YPアセスメント実施②(アンケート)、支援検討会	入学説明会で基本方針説明
2月		学校運営協議会、学校説明会・懇 談会で課題、状況の共有
3月	年間振り返り、新年度への引継ぎ	
通年	校内いじめ防止対策委員会(月1回以上、随時) 児童理解会議(毎月)	

4. 重大事態への対処

【重大事態の定義】

- ・いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

【発生の報告】

- ・学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

5. いじめ防止対策の点検・見直し

- ・学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。(PDCAサイクル)
- ・必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

参考資料：(1)「横浜市いじめ防止基本方針」(平成29年10月改定)

(2)「いじめの防止等のための基本的な方針」(文部科学省 平成29年3月14日改定)

令和6年度 主な変更点

令和6年3月31日改定

○いじめ防止対策推進法 総則 第九条 抜粋 保護者の責務等について明記。

○「いじめ防止対策協議会」構成員のメンバーを絞り、初期対応の改善を図ること。